



狩猟解禁と狩猟事故防止の 注意啓発について

岐阜県では11月1日から狩猟期間となります！

狩猟期間になると、狩猟免許を取得している狩猟者が、イノシシ等を捕獲するため山林等で猟銃等を発砲したり、わなを仕掛けたりできるようになります！

狩猟期間

狩猟期間は11月15日から2月15日までですが、岐阜県では、**イノシシ及びニホンジカの狩猟**に限り、以下のとおり狩猟期間が延長されています！

【11月1日～11月14日】・・・わな猟のみ可能（※とめさしのみ猟銃等使用可）

【2月16日～ 3月15日】・・・わな猟及び銃猟が可能

（延長期間中、わな猟の「箱わな」は、ツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限る）

※「とめさし」・・・網やわなにかかった鳥獣を安全かつ確実に捕らえるため、猟銃等でとどめを刺すこと

狩猟事故防止のために



★ 入山者の皆さんへ

- ① 狩猟期間中には、猟銃事故に巻き込まれないよう、オレンジ色や黄色など、目立つ色の服を着たり、携帯ラジオを鳴らしたりして、人がいることを狩猟者に知らせる工夫をしてください。
- ② 土曜、日曜日及び祝日は、狩猟者が大勢入山しますので、特に注意しましょう。
- ③ わなは非常に危険なので、わな設置の標識がある場所には近づかないようにしましょう。

☆ 狩猟者の皆さんへ

- ① 狩猟のできる場所は、狩猟者だけの場所ではありません。
林業者やハイキングなどを楽しむ人々が大勢いることを忘れてはいけません。
必ず、周囲への目配り、気配りをお願いします。
 - ② 確実に獲物を判別し、確認ができるまでは銃を発射してはいけません。
特に、発射方向に人家や道路があつたり、人がいたりする可能性のあるときは、絶対に引き金を引いてはいけません。
 - ③ 発射の時期が迫るまでは、実包を装填してはいけません。
たとえ、狩猟中の移動時であっても必ず脱包してください。
- ※ 以上のことに気を付け、事故防止を第一として、無理をせず、余裕をもって狩猟を行いましょう。

